

秋田市優良子ども会等表彰要綱

平成23年 4 月 1 日

市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 地域社会において、活発な活動を行っている子ども会ならびに子ども会の健全な成長を助ける活動を行っている個人および団体に対し、その業績を顕彰し、今後の活動を奨励するとともに子ども会活動の一層の発展に寄与しようとするものである。

（表彰の種類）

第 2 条 表彰は、奨励賞、優良賞、特別活動賞および育成功労賞とする。

（奨励賞）

第 3 条 奨励賞の表彰は、結成後 3 年を経過し、この 1 年間の活動が顕著で、かつ、今後も継続的に活動を行うことが期待できる子ども会に対して行う。ただし、秋田市、秋田県および秋田県子ども会育成連合会が行う子ども会に関する表彰を未受賞であることとする。なお、複数の子ども会が年間を通じて共同で活動している場合も同様とする。

（優良賞）

第 4 条 優良賞の表彰は、結成後 5 年を経過し、奨励賞を受賞後、次の各号のいずれかに該当する活動を展開している子ども会に対して行う。ただし、秋田県子ども会育成連合会表彰を未受賞であることとする。なお、複数の子ども会が年間を通じて共同で活動している場合も同様とする。

- (1) 子どもたちの自主活動が盛んであること。
- (2) 会員が工夫し合い、地域社会に役立つ活動を行っていること。
- (3) 児童館等の施設を効果的に利用して、活動を進めていること。
- (4) 日常活動の中にスポーツや野外活動を取り入れていること。
- (5) 郷土の文化遺産の保存や伝承に役立つ活動を行っていること。

(6) 子ども会活動を活発にする見地から他の模範となること。

(特別活動賞)

第5条 特別活動賞の表彰は、優良賞を受賞し、その後も10年以上にわたって次の各号のいずれかに該当する活動を特に顕著に展開している子ども会に対して行う。なお、複数の子ども会が年間を通じて共同で活動している場合も同様とする。

- (1) 花壇づくり、地域清掃、集団回収等の環境美化活動
- (2) 郷土文化の保存および伝承活動
- (3) 子ども会活動を活発にする見地から表彰に値する活動

(育成功労賞)

第6条 育成功労賞の表彰は、長年にわたって次の各号のいずれかに該当する活動を推進している個人又は団体に対して行う。ただし、秋田県および秋田県子ども会育成連合会が行う子ども会に関する表彰を未受賞であることとする。なお、複数の団体が年間を通じて共同で活動している場合も同様とする。

- (1) 子ども会が活発に活動できるよう、親の会、育成会および町内ボランティア組織の育成に努めていること。ただし、世話人の任期が1年限りの場合を除く。
- (2) 子ども会の健全な活動に必要な施設の提供や整備に努めていること。
- (3) 子ども会活動の指導および援助を10年以上継続し、その実績が顕著であること。
- (4) 青少年健全育成に関する創造的な活動を続け、他の模範として顕著であること。
- (5) 教職員で、10年以上にわたり所属する学区内（前任地も含む。）の子ども会活動に対する指導および助成に努め、青少年健全育成の実績が顕著であること。

(候補者の公募)

第7条 被表彰の候補者は、地区振興会、町内会連合会等から公募する。

(選考の方法)

第8条 被表彰者の選考は、選考委員会の審査を経て市長が決定する。

(選考委員会の設置)

第9条 被表彰者の選考のため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 各市民サービスセンター所長

(2) 秋田市子ども未来部次長

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。